

相互会社運営

相互会社制度運営の仕組み

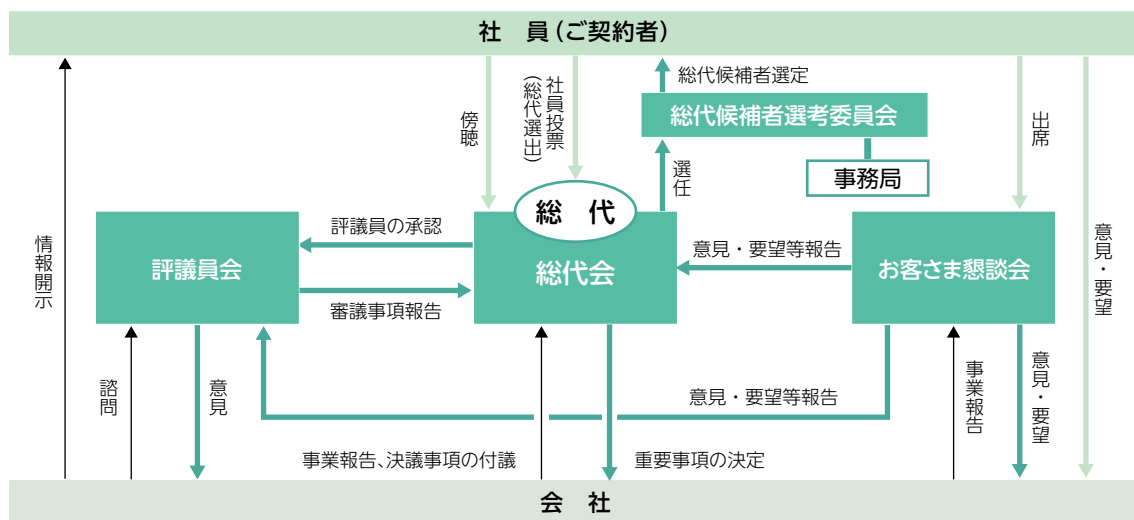
保険会社の会社形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は保険業法に基づいて設立された「相互会社」です。

相互会社とは、ご契約者*を「社員」とする社団法人です。ここでいう「社員」とは、社団法人たる会社の構成員のことをいい、株式会社の場合は「株主」がこれに相当します。なお、2019年度末の社員数は約642万人となっています。

当社は「総代会」を中心に、「総代候補者選考委員会」「評議員会」「お客さま懇談会」の各機関が連携し「相互会社制度運営」の充実を図ることで、ご契約者のみなさまのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者は社員には含まれません

▶ 相互会社制度運営の仕組み



保険会社における相互会社と株式会社の相違点

保険会社における「相互会社」と「株式会社」の主な違いは下表のとおりです。

「相互会社」において会社の構成員(持ち主)は「社員」お一人おひとりであることから、当社のご契約者の意思を反映した、長期的な視点での経営を行なっています。

	相互会社	株式会社
性質	保険業法に基づき設立された中間法人	会社法に基づいて設立された営利法人
構成員	社員	株主
意思決定機関	社員総会または総代会	株主総会
配当のお支払いのイメージ	<p>利益(剰余)</p> <p>↓</p> <p>社員総会(総代会)での剰余金処分決議</p> <p>↓</p> <p>社員配当</p>	<p>利益(剰余)</p> <p>↓</p> <p>取締役会の承認により損益計算書の「契約者配当準備金繰入額」に計上</p> <p>↓</p> <p>契約者配当</p> <p>↓</p> <p>株主総会での剰余金処分決議</p> <p>↓</p> <p>株主配当</p>

総代会

「社員」お一人おひとりが会社の運営に直接ご参加いただくためには、「社員総会」を開催しなければなりません。しかし、全国の約642万人の社員のみならずが一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的には困難です。

そこで、保険業法の定めるところにより、社員の代表と

して選出された「総代」で構成される「総代会」を設置し、最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項について審議および決議を行ないます。

第73回定時総代会

2020年7月2日に開催された第73回定時総代会において、次の事項の報告および決議が行なわれました。

● 報告事項

- 2019年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件
- 相互会社制度運営に関する報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 2019年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 総代選出規則一部変更の件
- 第4号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第5号議案 取締役11名選任の件

総代会議事録の閲覧

総代会の議事録は、本社、法人部、支社(全国99支社・6マーケット開発部)に備え置いてあり、社員のみならずは閲覧いただくことができます。また、当社公式ホームページにおいて議事内容および質疑応答の要旨を掲載しています。

総代会傍聴制度

社員のみならずに会社経営に対するご理解を深めていただくための制度で、総代会の傍聴を希望し、所定の期間内に書面でお申し込みいただいた社員は、会場内または別室のモニターで総代会を傍聴することができます。

総代

社員の代表として選出される総代の定数は定款において22人と定めています。総代定数222人のうち200人は、地域別選出による120人(社員数に比例して全都道府県から1人以上を選出)と地域別選出によらない80人に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。また、22人については、総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した「立候補制」(総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度)により選出される総代です。

総代は、社員を代表して総代会に出席し、会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なうことが主な役割です。

総代定数については、こうした観点から、適正な水準であると考えています。

総代の選出について

- 総代候補者選考委員会の推薦により選出される総代
総代の選出にあたっては、総代定数222人のうち200人については、2年ごとに定数の半数を改選しています。総代候補者選考委員会は、次ページの「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者を推薦します。

・立候補制により選出される総代

22人については、総代候補者選考委員会が総代となることを希望する社員の立候補を受け付け、立候補者が選出数(22人)を超える場合は、次ページの地域ブロック別定員数に基づき抽選を行ない、総代候補者を選定します。なお、4年ごとに全員を改選しており、次回の立候補の受け付けは2021年度の予定です。

社員投票

総代候補者選考委員会で選定された総代候補者については、社員お一人おひとりによる「社員投票」を実施し、個々の総代候補者について総代として選出することに同意しないとする投票(不信任投票)数が、有権者数(社員

投票を実施する年の7月末日現在の社員数)の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

総代の選出については、社員の総意が適正に反映され、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう選出するために、以上の方法が適切であると考えています。

相互会社運営

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、社員のなかから総代会で選任された総代候補者選考委員(10人以内)で構成されています。

当社は、総代候補者選考委員会の任務を補佐する総

代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱しており、総代候補者選考過程における会社からの独立性を確保するとともに、透明性の向上に努めています。

総代候補者選考委員選考基準

- ・ 当社の社員(ご契約者)であること
- ・ 生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること

- ・ 公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- ・ 総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・ 当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準 (抜粋)	立候補制の概要																								
<p>総代候補者の選考方針</p> <p>総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。</p> <p>あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。</p> <p>(1) 消費者としての視点 消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>(2) 経営者としての視点 会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>(3) 専門家としての視点 専門家の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>総代候補者の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の社員(ご契約者)であること ・ 総代会に出席可能であること ・ 生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること ・ 他社の総代に就任していないこと 	<p>立候補資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者(当社および子会社等の役職員を除く)であることを要します。 <p>総代候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補者数が選出数22人を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。 ・ 立候補者数が選出数22人を超えた場合は、下表の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。 <p>[地域ブロック別定員数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域ブロック</th> <th>都道府県</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道・東北</td> <td>北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>中部・北陸</td> <td>新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table>	地域ブロック	都道府県	定員数	北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人	中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人	近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人	中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人	九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人	合計		22人
地域ブロック	都道府県	定員数																							
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人																							
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人																							
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人																							
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人																							
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人																							
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人																							
合計		22人																							

評議員会

会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として「評議員会」を設置しています。評議員会は原則年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。

評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出され、評議員数は定款で20人以内と定められています。

2019年度の評議員会審議事項

2019年6月

- ・ 2018年度決算の概要
- ・ 新たな長期戦略の基本方向と次期中期経営計画の概要
- ・ 第72回定時総代会決議事項
- ・ 2018年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望のうち当会社の経営に関する重要な事項

2019年11月

- ・ 2019年度上半期報告
- ・ 新たな長期戦略の基本方向等の検討状況

2020年2月

- ・ 2019年度決算見通し
- ・ 10年計画「MY Mutual Way 2030」および3か年プログラム「MY Mutual Way I期」
- ・ 地域共生プロジェクト<仮称>における取組事項



評議員会

お客さま懇談会

業界に先駆けて1973年から「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。2019年度は2020年1月から2月に、全国の支社等101会場で開催し、合計2,347人のご契約者にご出席いただきました。

2019年度のお客さま懇談会は、「2019年度上半期報告」「明治安田生命発足15年の振り返り」「地域社会への貢献活動」等についてご報告し、ご出席いただいたご契約者から7,347件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

なお、お客さま懇談会への出席が難しいお客さまからも幅広く経営に関するご意見・ご要望等をお伺いするため、お客さま懇談会開催期間に、当社公式ホームページ内にご意見をお寄せいただくためのページを開設しています。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等については、総代会・評議員会等において報告するとともに、改善を要するご意見・ご要望等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関であるお客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。

また、お客さま懇談会に出席された総代からは、ご出席者のご意見・ご要望等をふまえ、総代会において提言を

いただいているほか、ご出席されたご契約者から総代が選出されるなど、お客さま懇談会と総代会が相互に連携する態勢としています。

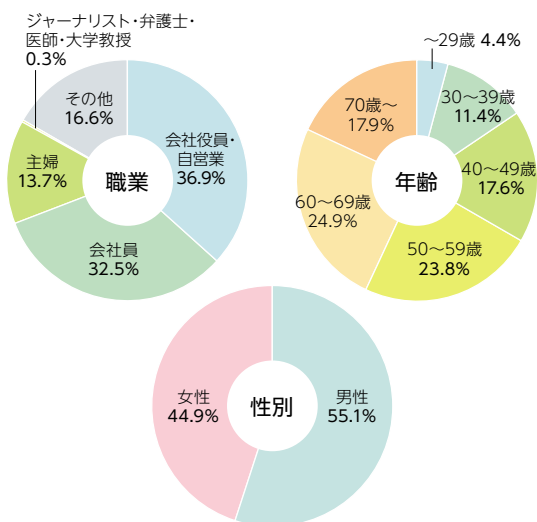
2020年度のお客さま懇談会へのお申し込み方法等は、開催日前の一定期間、支社・営業所等の店頭でポスターを掲示するとともに、ホームページでもご案内します。ご出席を希望されるご契約者は、お近くの支社・営業所等にお問い合わせください。



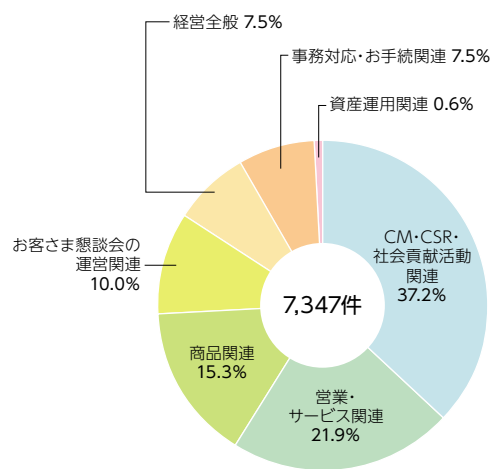
お客さま懇談会

▶ 2019年度お客さま懇談会

ご出席者(2,347人)の構成



ご意見・ご要望・ご質問等(7,347件)の内訳



お客さま懇談会で寄せられた代表的な「ご意見・ご要望」と当社の対応状況

事務手続きを簡単にし、契約者の利便性を向上させてほしい

当社では、営業端末「マイスタープラス」やご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」を活用したお手続きの電子化等を通じ、お客さまの利便性の向上に努めています。

ご契約のお申込手続きについては、2019年度はお申込全体の98%を電子化し、ご契約成立までのスピードアップと、必要項目の記入漏れ等の防止に大きな効果をあげています。

ご加入後のお手続きに関しては、2013年に解約・契約者貸付等の電子手続きを開始して以降、対象のお手続きを順次拡大するとともに、複数のお手続きを一度の電子署名で可能とする「一括請求手続き」を導入しました。

また、2019年10月には、入院等の給付金請求を電子手続きの対象に加え、11月には「MYほけんページ」から一部の給付金請求を可能としたほか、主契約満了時の特約更新手続きの電子化も実施しました。

さらに、これまでお手続き時にコピーをご提出いただいていた、医療機関発行の領収証等の一部の書類について、社用スマートフォン「MYフォン」のカメラ撮影によるご提出を可能にしたほか、「MYほけんページ」からお客さまご自身で画像ファイルをアップロードいただけるようにするなど、ペーパーレスの取組みを推進しています。

キャッシュレス化の対応としては、2019年9月から「決済端末」を導入し、ご契約お申込時の第1回保険料やご契約者貸付金の返済金等を、ご契約者のクレジットカードやキャッシュカードでお支払いいただけるようにしました*。

今後も、営業端末「マイスタープラス」や社用スマートフォン「MYフォン」、「MYほけんページ」等の活用によるお手続きのスピードアップや、ご請求手続きに必要な提出書類のいっそうの簡素化など、お客さまの利便性の向上に努めてまいります。

* クレジットカードのお取り扱い、10万円以下の第1回保険料のお支払いのみ

高齢者向けの商品を充実させてほしい

近年の平均寿命の延伸により、中高年齢層の医療・介護保障ニーズ、貯蓄ニーズや相続対策ニーズが高まっており、こうしたお客さまニーズにお応えする商品ラインアップの充実を図っています。

医療・介護保障ニーズにお応えする商品として、2019年8月に「保険期間は一生涯」「入院時にはまとまった一時金をお受け取りいただける」こと等を特徴とした「一時金給付型終身医療保険」を発売しました。2020年2月には、本商品に、認知症への進行予防や症状の改善にご活用いただける「MCI(軽度認知障害) 保障*1」と、認知症発症後のご家族の介護負担を軽減する「認知症保障」をセットした「認知症ケア MCIプラス」を発売しました。

また、貯蓄ニーズにお応えする商品として、アドバイザーチャンネルでは、2019年12月に、中長期での資産形成や相続対策に活用できる「期間がえらべる外貨建一時払終身保険」を発売しました。

金融機関窓口販売チャンネルでは、2019年12月に、お客さまのニーズにあわせて、ご契約のタイプを「増やすタイプ」「受け取るタイプ」「贈るタイプ」から選択できる「えらべる外貨建一時払終身」を発売しました。

さらに、これまで生命保険だけでは実現できなかった、お客さまの大切な人への「想い」をお預かりし、一つにまとめて託すことができる新たなサービス「MYトラストボックス」の取り扱いを開始しました。

「MYトラストボックス」では、お客さまの「想い」の実現をサポートする機能として、「エピローグ・レター*2」「生命保険信託」「遺言信託・遺産整理業務」「成年後見制度・家族信託相談サービス」の4つの商品・サービスを提供します。

「遺言信託・遺産整理業務」「成年後見制度・家族信託相談サービス」は2020年4月、「エピローグ・レター」は6月から取り扱いを開始しており、「生命保険信託」についても準備を進めています。

今後も社会情勢の変化やお客さまニーズの把握に努め、商品ラインアップの充実を図ってまいります。

*1 MCI(Mild Cognitive Impairment)とは、認知症の前段階である軽度認知障害のこと

*2 ご契約者から手書きのメッセージをお預かりし、死亡保険金のお支払い後に受取人へお届けするサービス

■ご意見・お問い合わせ窓口

総代会をはじめ、相互会社運営に関するご意見・お問い合わせは以下のあて先までお寄せください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命保険相互会社 企画部 ガバナンス推進グループ